

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年10月24日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター

院長 阿部 聖裕

1 調達内容

(1) 入札件名

労働者（病棟看護助手）派遣業務

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年12月1日～令和7年3月31日

(4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター

(5) 入札方法

入札金額については、(3)に定める履行期間に行う(1)入札件名の履行に要する一切の費用を含めた額とし、勤務1時間あたりの金額を記入すること。なお、第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位を切捨て、小数点以下第2位とする。）をもって交渉権者決定価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付され、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する

法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は労働者派遣法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出書を提出している者であること。（認定書の写しを提出）

- （5）過去3年以内に、四国地域において250床以上の病床を有する病院において、3名以上の病棟看護助手派遣に係る1年以上の契約実績を5件以上有する者であること。（派遣契約書の写しを提出）
- （6）ISO27001／ISMSを取得若しくはプライバシーマークを保有していること。（認定証の写しを提出）
- （7）医療関係諸法令に精通し良質なサービスの提供が行えるよう、医療関連サービスマークを取得していることが望ましい。
- （8）愛媛県内の事業所において、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。（許可証の写しを提出）
- （9）契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- （1）入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒791-0281 愛媛県東温市横河原366番地
独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター企画課長
電話 089-964-2411 内線210
- （2）入札説明書の交付期間
令和5年10月24日（火）～令和5年11月9日（木）12時00分
- （3）入札書の受領期限
令和5年11月9日（木）17時00分

4 その他

- （1）契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- （2）入札保証金及び契約保証金
免除

- （3）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に1の（1）に示した入札件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 第一交渉権者の決定方法

契約細則21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を、第一交渉権者とする。

ただし、その交渉が不調又は交渉開始から10日以内の経理責任者が定める日までに契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

前項により契約価格が決定した場合、その者を契約の相手方とする。

(7) 詳細は入札説明書による。